実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年五月六日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年五月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦　自衛艦四隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年五月六日
防衛大臣　北澤　俊美
日時　平成二十二年五月十四日から同月十六日まで（予備同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。
平成二十二年五月六日
関東地方整備局長　菊川　滋
別表の指定番号十五の項住所の欄中「東京都町田市中町一丁目三番二号」を「東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中
「イ　本社　東京都町田市中町一丁目三番二号
ロ　八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」を
「イ　町田支社　東京都町田市中町一丁目三番二号
ロ　八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」に改める。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

議案提出

四月二十八日議員から提出した議案は次のとおりである。
公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆外四名提出）

議案受領

四月二十八日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
国と地方の協議の場に関する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に係る外務省元官房長の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）
検察審査会に関する質問主意書（鈴木宗男提出）
梨農業の振興策に関する質問主意書（木村太郎提出）
激甚災害の指定に関する質問主意書（秋葉賢也提出）
特定独立行政法人に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

参議院

調査会長辞任

四月二十八日調査会は、次の調査会長の辞任を許可した。
国民生活・経済に関する調査会長　矢野　哲朗

調査会長選任

四月二十八日調査会は、調査会長を次のとおり選任した。
国民生活・経済に関する調査会長　松村　龍二

議案受領（予備審査）

四月二十八日衆議院から次の議案が送付された。
障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（田村憲久外四名提出）（衆第一七号）

議案送付

四月二十八日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
国と地方の協議の場に関する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案

議案送付（予備審査）

四月二十八日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（林芳正外七名発議）
国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正外七名発議）

議決通知

四月二十八日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。
風力発電の導入拡大に関する質問主意書（川田龍平提出）（第六五号）